

旭川工業高等専門学校改善部会細則

制定 平成28. 3. 24達第33号

旭川工業高等専門学校改善部会細則

(設置)

第1条 旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会規則（平成28年達第31号）第9条第2項の規定に基づき、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の継続的改善に関する専門的事項について審議するため、旭川工業高等専門学校改善部会（以下「改善部会」という。）を置く。

(任務)

第2条 改善部会は、旭川工業高等専門学校点検評価改善委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の継続的な改善案の策定に関する業務を行う。

(構成)

第3条 改善部会は、次の部会員をもって構成する。

- (1) 委員会委員のうちから委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者 若干人
- (2) その他委員長が指名する者 若干人

(任期)

第4条 部会員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 改善部会に部会長を置き、部会員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、改善部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 改善部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 部会長は、第3条第1号の部会員が改善部会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(部会員以外の者の出席)

第8条 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第9条 部会長は、改善部会で審議した事項を総括し、委員長に報告する。

(事務)

第10条 改善部会の事務に関することは、総務課において処理する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この細則の制定後、最初の部会員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。